

告 示

埼玉県告示第千四百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十二月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人バナナキッズ
- 三 代表者の氏名
鈴木 晶子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字平塚千二百八十一番地一埼玉県立上尾かしの木特別支援学校かしの木会館二階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい児・障がい者が放課後や土日休業、長期休業中に安心できる場所を確保し、豊かな生活づくりを進め、友達とともに活動を行うこと等、余暇活動の充実を図り、障がい児・障がい者やその家族が充実した日々を送ることで福祉の増進に寄与することを目的とする。